

## 財政調整基金の設置、管理及び処分に関する規則

昭和 58 年 11 月 18 日

### 規則 第 1 号

#### 第 1 条 第 1 章 (設置の目的)

連盟は、財団の健全なる運営に資するため、財政調整基金(以下「財政基金」という。)を設置する。

#### 第 2 条 第 2 章 (積立)

財政基金として積立てる額は、予算で定める額を積立てるものとする。

#### 第 3 条 第 3 章 (管理)

財団基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### 第 4 条 第 4 章 (運用収益の処理)

財団基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### 第 5 条 第 5 章 (処分)

財団基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1. 国民体育大会冬季大会スキー競技会の参加等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源。
2. 災害等により生じた経費の財源又は災害等により生じた源収をうめるための財源に充てるとき。
3. 緊急に実施することが必要となった事業の経費の財源に充てるとき。
4. 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のために経費の財源に充てるとき。
5. その他会長が必要と認める事業の経費の財源に充てる。

#### 第 6 条 第 6 章 (委任)

この規則に定めるものを除くほか、財政基金の管理に必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規則は、昭和 58 年 11 月 19 日から施行する。

## 山梨県スキー連盟褒賞規程

### (目的)

第 1 条 山梨県スキー連盟会長は、本連盟の事業遂行または県スキー界に貢献した個人並びに団体を表彰する。

### (褒賞の種類)

第 2 条 褒賞は次の 3 種類のいずれかによってこれを行う。

- 1 特別表彰状
- 2 賞状
- 3 感謝状

### (表彰状授与の選定基準)

第 3 条 本連盟の会員および加盟団体がつぎの各号に該当するときは、表彰状を授与してこれを表彰することができる。

- 1 本連盟に加盟してから満 30 年を経過した団体で、スキーの健全な普及発展のための事業を継続していること。

- 2 多年にわたり（10年以上）本連盟の役員としてその職務に精励したものの。
- 3 その他、著しい功績もしくは善行があり他の模範として推奨すべきもの。

（表彰授与の選定基準）

第4条 本連盟が主催する競技会等に参加し、優秀な成績をおさめ、次の各号の一つに該当するときは賞状を授与してこれを表彰する。

- 1 山梨県スキー選手権大会の各種目の入賞者
- 2 前項のほか、各種競技会において入賞し特に優秀な成績をおさめたもの

（感謝状授与の選定基準）

第5条 部外者または部外団体が本連盟の事業に著しく貢献したときは、感謝状を授与しこれを表彰することができる。

（副賞）

第6条 1 表彰を行うにあたって、副賞を授与することができる。  
2 前項に定める副賞は、そのつど理事会にはかり決定する。

（褒賞の申請）

第7条 加盟団体長は、団体もしくは所属会員が本規程第3条もしくは第5条に定めた選定基準に該当すると認めるときは、その理由を明示して表彰を申請することができる。

（褒賞の決定）

第8条 1 褒賞の決定は、前条の申請に基づき、理事会において審議のうえ決定する。  
2 褒賞の時期は、理事会において決定する。

（補則）

第9条 本規程は、平成9年 月 日によりこれを施行する。

## 山梨県スキー連盟慶弔規程

（根拠）

第1条 本連盟の慶弔金の贈与は、本連盟の定めるところによる。

（対象）

第2条 本規程の慶弔金贈与の対象範囲は、下記の通りとする。

- (1) 本連盟の役員並びに元会長、元副会長、元理事長
- (2) 本連盟の各加盟団体の会長
- (3) 本連盟の職員

（種類）

第3条 慶弔金品は下記の通りとする。

- (1) 結婚祝金...10,000円
- (2) 供花代（花輪一基）...時価  
香典...5,000円以内
- (3) 傷病見舞金（休養30日以上におよんだ場合）...20,000円以内
- (4) 災害見舞金品（住居の全半壊・全半焼の場合）...20,000円以内
- (5) 加盟団体記念祝金...10,000円以内

- (6) 本連盟のため著しい功労のあった人及び第2条にあげる対象の配偶者死亡の場合は、弔意を表し、理事会の承認を得る。但し、原則として、本連盟へ通報があった場合とする。その他、特別の場合は理事会の承認を得る。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(補則)

第5条 本規程は、平成17年11月13日よりこれを施行する。

## 山梨県スキー競技規約

平成 7年11月20日一部改正

平成14年11月 4日一部改正

平成16年11月 6日一部改正

### 第1条 (競技会の分類)

山梨県におけるスキー競技会は、次のように分類する。

- 1-1 山梨県スキー選手権大会(略、選手権大会)
- 1-2 国民体育大会スキー競技会県予選兼選考会(略、国体予選兼選考会)
- 1-3 全日本スキー選手権大会県予選(略、全日本予選)
- 1-4 山梨県体育祭スキー競技会(略、体育祭)
- 1-5 山梨県ジュニアスキー大会(一部改正)
- 1-6 山梨県リーゼンスラローム大会
- 1-7 山梨県スラローム大会
- 1-8 山梨県クロスカントリースキー大会(一部改正)
- 1-9 山梨県スノーボード大会(一部改正)
- 1-10 その他の大会

### 第2条 (出場資格)

- 2-1 山梨県におけるスキー競技会は、山梨県スキー連盟(以下SAYと略す)に加盟している団体すべてが参加できる。
- 2-2 競技出場者は、SAYの加盟団体に所属し、全日本スキー連盟(以下SAJと略す)登録会員でなければならない。(ただし、県体育祭・県ジュニア大会及び国体予選会にオープン参加する競技者は、この限りではない。)(一部改正)
- 2-3 SAJ規則に抵触する者は、いかなる競技会にも出場することができない。
- 2-4 SAY主催大会に出場する競技者は、原則としてSAY競技者登録を行った者に限る。(ただし、クロスカントリー・県体育祭・マスターズ及び国体予選考会にオープン参加する競技者は、この限りではない。)(一部改正)

### 第3条 グループ抽選と出発順位(滑降、スーパー大回転、大回転、回転、共通)

- 3-1 SAY主催大会の競技者のグループ分けは、原則としてSAYポイントリストによって行い、競技者のスタート順、抽選方法は、SAJ競技規則に準ずる。
- 3-2 SAY主催大会の抽選は、役員による厳正な抽選を行うこととする。(一部改正)

- 3-3 S A Y主催大会においてS A Yは、過去のS A Y主催以外の大会等で優秀な成績を納めた競技者が参加する場合、その競技者のスタート順を決めることができる。
- 3-4 S A Y主催大会において、当該種目のS A Yポイント100以内の競技力があると所属団体の長が認めた競技者は、山梨県スキー連盟特別ポイント申請を行うことができる。  
S A Yが特別ポイント申請を審査し、認可された競技者には、当該年度の当該種目に限りS A Yが決定したポイントが与えられる。
- 3-5 距離競技
- 3-5-1 第1グループはシード選手とし、前年度選手権大会5位までの者及び前々年度3位までの者とする。
- 3-5-2 第2グループ以下は3つのグループとし、参加団体ごとに競技者をグループ数に組み分ける。
- 3-5-3 出発順位は最下位グループからとし、各グループの出発順位は抽選により決定する。

#### 第4条 競技運営

- 4-1 S A Y競技運営委員会並びに競技会委員は、責任をもって競技運営に当たらなければならない。

#### 第5条 抗議

- 5-4 競技上の抗議は、所属団体の監督を通じ、抗議申立書に保証金5,000円を添えて主審に申し込まなければならない。なお、抗議の処理は、ジュリーがこれを裁定し、抗議が認められた場合のみ保証金を返金する事とする。但し、県体育祭には適用しない。（一部改正）

第6条 この規約以外の事項については、S A J競技規則最新版による。

## 山梨県スキー連盟指導員会規約

（前文）

山梨県スキー連盟規約、第7章第20条1項（4）の定めにより、この規約をもうける。

#### 第1条（名称）

本会は山梨県スキー連盟指導員会と称す。（以下指導員会という）

#### 第2条（目的）

本指導員会は、山梨県スキー連盟の目的に基づき、主として技術の正しい普及と、選手強化並びに指導者の養成をはかることをもって目的とする。

#### 第3条（事業）

本指導員会は前項の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- （1）講習会の開催、並びに指導員の派遣。
- （2）スキー競技選手の養成、強化に対する協力。
- （3）スキー指導員の養成に対する協力。
- （4）山梨県スキー連盟が開催する、各種行事並びに、競技会の開催への協力。
- （5）その他本指導員会の目的達成に必要な事業。

#### 第4条（構成）

本指導員会は、全日本スキー連盟公認のスキー指導員、及び準指導員の資格を有する者で、本指導員

会の目的を尊重し、進んでその事業に協力する者をもって構成し、下記の事項を義務付ける。

- (1) 県内の有資格者は、原則として本指導員会に加盟しなければならない。
- (2) 指導員の任務を完遂する為に、指導員研修会に出席する。
- (3) 規約に定めた、入会金及びに会費を納入する。

#### 第 5 条 (役員)

本指導員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 幹事 若干名
- (4) ブロック委員 若干名

#### 第 6 条 (役員の適正)

- (1) 委員長、副委員長は、理事会で推挙し指導員会総会で選任する。(一部改正)
- (2) 幹事は、委員長が指導委員会の委員の中より選出し委嘱する。

#### 第 7 条 (役員の業務)

- (1) 委員長は、本指導員会を代表し、会務を総括し、指導委員会の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長が事故にある時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は会務を処理する。

#### 第 8 条 (役員の任期)

- (1) 役員の任期は 2 年とする。但し、再選は妨げない。
- (2) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員の任期の終了後で、後任者が選任されるまで、その業務を行う。

#### 第 9 条 (会議)

- (1) 会議は委員長が必要に応じて招集する。
- (2) 議事は出席者の過半数の承認をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

#### 第 10 条 (除名)

加盟指導員が次の条項に該当する事項が生じた時は、指導委員会の議決により除名することができる。

- (1) 山梨県スキー連盟及び本指導委員会の名誉を著しく損じるか、またはその目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本指導委員会の統制を乱し、その事業に協力しなかったとき。
- (3) 所定の研修会に 2 年続けて欠席したとき。
- (4) 会費の納入を怠ったとき。

#### 第 11 条 (入会金及び会費)

加盟指導員は、毎年 10 月末日まで下記に定められた、入会金並びに会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 500 円
- (2) 会費 500 円(年額)

附則

- (1) 本指導委員会の報酬は、全日本スキー連盟、指導員に対するアマチュア規程第 9 項に準ずる。
- (2) 指導委員会の加盟は、毎年次総会開催時までこれをおこなう。
- (3) この規約は、昭和 52 年 11 月 26 日より施行されております。